

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:南越前町洪水・土砂災害ハザードマップ)

- ・算出方法として日野川が概ね1,000年に1回程度の大河により増水し堤防決壊等した場合を想定している(想定最大規模)。支流等は考慮していない。
- ・【南条地区】商工会(JR南条駅)が立地する場所は、0.5~3.0mの最大浸水深である。
- ・【南条地区】市街地のほとんどで0.5m以上の浸水が予想されている。
- ・【南条地区】5m以上の浸水が想定される区域もある。
- ・【今庄地区】今庄・湯尾地区の市街地のほとんどで0.5m以上の浸水が予想されている。
- ・【河野地区】河野地区は日野川がないため、現段階では浸水想定区域は存在しない。

(土砂災害:南越前町洪水・土砂災害ハザードマップ)

- ・商工会(JR南条駅)が立地する場所は、土砂災害警戒区域外である。
- ・町全体として、山際のほとんどが急傾斜地崩壊、土石流及び地すべりの恐れがある。

(地震:南越前町地震ハザードマップ)

- ・町全体の揺れやすさでは、断層の位置や地盤の関係上、河野地区→今庄地区→南条地区の順で揺れやすい予想である。

(津波:南越前町津波ハザードマップ)

- ・河野地区において津波による浸水が予想される地区が存在し、想定最大津波高としては甲楽城漁港や河野漁港で約2.6mと予想されている。
- ・昭和39年の新潟地震、昭和58年の日本海中部地震、平成5年の北海道南西沖地震で観測されており、北海道南西沖地震では、河野漁港では60cmを観測している。

(その他)

- ・今庄地域は、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯に、他の地域は豪雪地帯に指定されており、近年では平成23年1月に今庄地域で積雪量が2m50cmを超え鉄道や道路などの交通網が遮断され大きな被害となった。
- ・南越前町全域が、日本原電敦賀発電所から半径30kmの範囲に位置している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 394人
- ・小規模事業者数 361人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	40	32	南条地区、今庄地区に分散している
	建設業	115	112	町内に広く分散している
	卸売業	7	7	町内に点在している
	小売業	73	65	町内に広く分散している
	飲食・宿泊業	61	55	宿泊業は河野地区海岸沿いに集中
	サービス業	73	71	町内に広く分散している
	その他	25	19	南条地区、今庄地区に分散している

3)これまでの取組

1)当町の取組

- ・町地域防災計画及び防災関連の各種計画の策定
- ・各地域での防災講習会開催
- ・町総合防災訓練、原子力防災訓練の実施
- ・防災備蓄食料、飲料水等の備蓄
- ・防災行政無線、IP 告知放送端末の整備
- ・防災拠点及び観光案内所等への防災 WiFi の整備
- ・南越前町防災の手引き・各種ハザードマップの発行、全戸配布
- ・他県及び他市町との災害時相互応援協定の締結
- ・自主防災組織への支援、結成促進

2)当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・福井県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・あいおいニッセイ同和損害保険と連携した損害保険の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・商工会災害システムの推進
- ・南越前町が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標>支援により策定された事業者 BCP の件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模事業者	10件	10件	10件	10件	10件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	2件	2件	2件	2件	2件
うち事業継続計画	8件	8件	8件	8件	8件
[参考]中小企業(小規模除く)	1件	1件	1件	1件	1件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平成25年に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ、SNS等において、国や福井県、南越前町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成25年事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険と協力し、事業継続力に向けた支援取り組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）南越前町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など））を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
 - ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・当会と当町が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部産業政策課へ報告する。

(樣式)

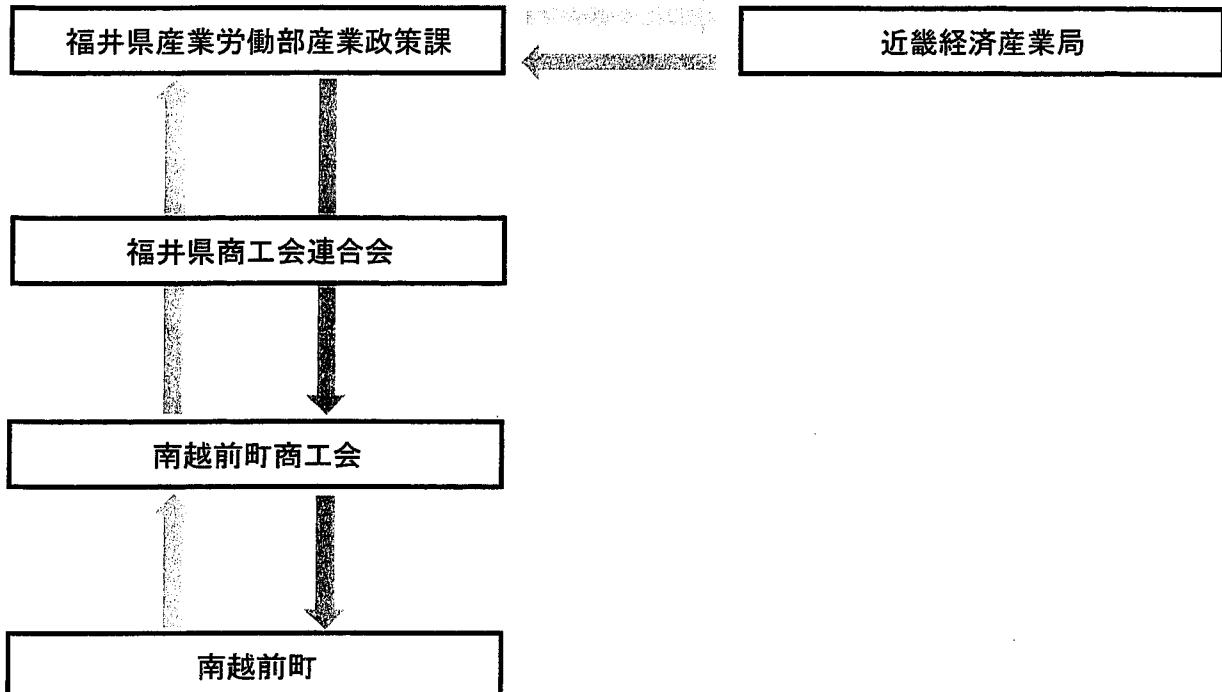
寒熊調查票

策定者
電話番号

マーリアドレ

x0

(連絡体制図)



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、南越前町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、南越前町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

<6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力>

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能な限り協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

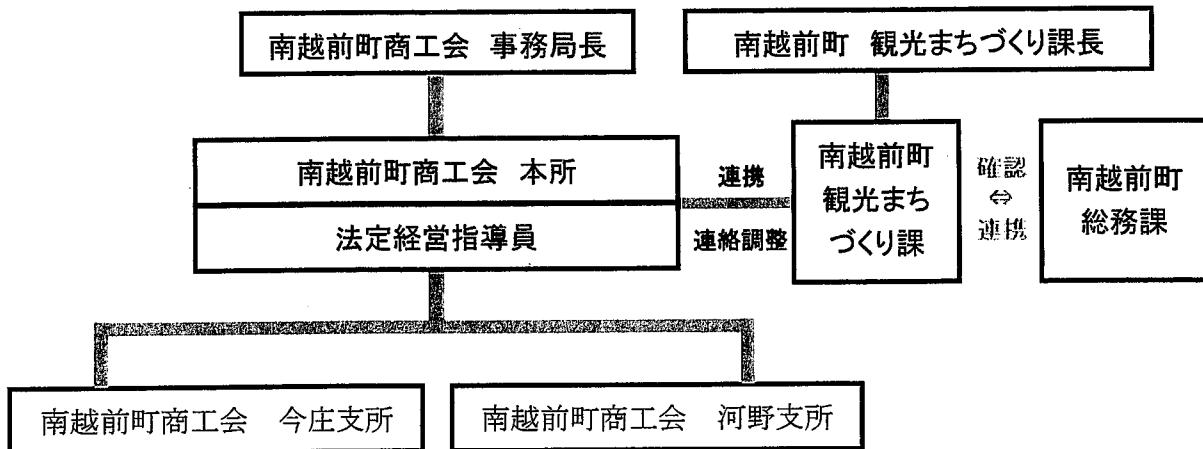
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年 1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 村尾秀一、安岡健児（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供および助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

南越前町商工会

〒919-0224 福井県南条郡南越前町西大道36-1

TEL：0778-47-2174 / FAX：0778-47-2545

E-mail：mt-sci@mx6.fctv.ne.jp

②関係市町

南越前町役場 観光まちづくり課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1

TEL：0778-47-8013 / FAX：0778-47-3261

E-mail：kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	0	100	0	100	0
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	100	0	100	0	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・通信運搬費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、南越前町補助金、福井県補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業、ミラサポ専門家派遣事業、福井県商工会連合会エキスパートバンク・ハガキ相談 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等